

堺市監査委員公表第20号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤	由	子
			美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市営住宅)	
監査実施期間	令和6年8月1日 ～ 令和6年12月23日	
措置を講じた部局等	建築都市局 住宅部 住宅管理課 指定管理者：株式会社東急コミュニティー	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応を記載することとされているが、記載漏れ及び件数の記載誤りがあった。</p> <p>また、市はそれに対する指導を行っていなかった。</p>	<p>事業報告書作成時に、作成者が事故件数の集計を誤り、確認者に回付される根拠資料として誤った件数の事故報告書控えが提出されたため誤記を発見できなかったものです。</p> <p>本件については、修正した事業報告書を令和6年10月18日に市へ提出しました。また、事故件数の集計誤りを防ぐため、令和6年11月18日以降の市への事故報告書提出分から、事故報告書作成時に、電子申請による上長承認の実施、管理番号の付与及び概要を記載した一覧表を作成しています。</p> <p>さらに、事業報告書作成の際、電子申請データ及び一覧表、事故報告書控えを複数人で突合せることによりチェック体制の強化を図ります。また、事業報告書を市に提出する際は、当該一覧表を添付し、市も確認できるようにして再発防止の強化に努めま</p>	指定管理者

	<p>す。</p> <p>事業報告書を提出された際、既に提出されている事故報告書と突合した確認ができていなかったため記載誤りに気付かず、指導を行うことができませんでした。</p> <p>本件については、令和6年10月18日に指定管理者から、修正した事業報告書の再提出を受け、市において供覧等の必要な事務処理を行いました。また、令和6年11月18日以降、指定管理者が事故報告書を提出する際には、都度一覧表も併せて提出させ、市で内容を確認しています。</p> <p>事業報告書については、併せて提出される一覧表と既に市に提出されている事故報告書を突合し、複数人で確認することによりチェック体制の強化を図ります。</p>	住宅管理課
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、市は、指定管理業務の状況及び実績等を評価し、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表することとされている。</p> <p>しかし、公表した指定管理者評価表の令和3年度及び令和4年度の収支状況において、精算前の指定管理料が記載されていたため、収支差額に誤りがあった。</p>	<p>指定管理者から提出を受けた事業報告書では、「収支明細」に精算前の指定管理料(金額)が記入されており、精算金額は別記載となっています。</p> <p>市が作成する「指定管理者評価表」の指定管理料の記入欄は精算金額も加味して記入することとなっています。しかしながら、市は収支明細の金額から精算金額を差し引いて記載すべきところ、精算前の</p>	住宅管理課

	<p>指定管理料の金額をそのまま記載したため、収支差額に誤りが生じたものです。</p> <p>記載誤りのあった指定管理者評価表の令和 3 年度及び令和 4 年度の収支差額については、訂正し、令和 6 年 10 月 30 日に公表しました。</p> <p>今後の対応としては、事業報告書の収支明細の書式を一部変更して精算後の金額も併記することとした上で、指定管理者評価表を記載する際、担当者が記入する金額を誤認することがないように、再発防止に努めます。</p>	
--	---	--